

## 「山梨県施設園芸等経営強化支援事業」のご案内

水産養殖業者の経営基盤を強化するため、省エネ・省力化及び品質向上への取組の実践に支援します。

### 【事業要件】

次の要件を満たす者

- ・山梨県内に居住し、県内で水産養殖業を営んでいる個人及び法人
- ・漁業経営セーフティーネット構築事業加入者又は令和5年度漁業経営セーフティーネット構築事業への加入を確約する者。
- ・原則、令和5年3月末までに完了する事業であること。

### 【補助対象経費】

・上記要件を満たす養殖業者が、令和4年度以降の養殖魚の飼育のため、県が指定する電気の削減(省エネ)、省力化及び生産性向上に資するため導入する設備、装置、資材。(ただし、令和4年4月1日以降に実施したもの)

### 【補助対象機器・資材】

| 区分      | 支援内容     | 対象機器・資材                             |
|---------|----------|-------------------------------------|
| 1 省エネ技術 | ①照明設備導入  | LED照明器具、                            |
|         | ②高効率設備導入 | 冷凍・冷蔵設備、水中ポンプ、モーター類                 |
| 2 省力技術  | ①大型機器導入  | フィッシュポンプ、自動選別機、自動検卵機、               |
|         | ②養殖機器導入  | 養殖用水車、自動給餌機、水質観測器、紫外線殺菌灯            |
|         | ③資材導入    | 防鳥用ネット                              |
|         | ④周辺機器    | 上記のうち、24時間稼働させる必要のある資材を導入する場合、自家発電機 |

・補助対象には、機器代、付帯設備代、設置工事費等を含む。

### 【補助率】

2/3以内(ただし、補助上限額300万円、補助下限額10万円とする。)

※補助事業により整備した施設内に本事業を活用して機器・資材を導入する場合、必ず補助事業の規定に基づき、必要な手続きを行って下さい。

裏面に続く

## 【募集時期及び手続】

令和5年1月下旬から交付申請書等の受付予定

| 申請先               |              |   |
|-------------------|--------------|---|
| 中北農務事務所農業農村支援課    | 0551(23)3310 | 北杜市、韮崎市、甲斐市、甲府市、南アルプス市、中央市、昭和町                          |
| 峡東農務事務所農業農村支援課    | 0553(20)2830 | 甲州市、山梨市、笛吹市   |
| 峡南農務事務所農業農村支援課    | 055(240)4131 | 市川三郷町、富士川町、身延町、早川町、南部町                                  |
| 富士・東部農務事務所農業農村支援課 | 0554(45)7832 | 大月市、都留市、上野原市、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、丹波山村、小菅村、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村 |

＜事業全体に関するお問い合わせ先＞

山梨県農政部食糧花き水産課 水産担当

電話 055-223-1614